

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、下記基本方針に基づき、経営の効率性の向上および事業の持続的発展と企業価値の向上を追求してゆくとともに、社会規範の遵守および高い企業倫理の確立を目指したコンプライアンス体制の両立を図り、コーポレートガバナンス体制の充実に取り組んでおります。

< 基本方針 >

- (1) 株主の権利・平等性の確保
- (2) 株主以外のステークホルダーとの適切な協働
- (3) 適切な情報開示による透明性の確保
- (4) 経営と監督の分離による透明性の確保
- (5) 株主との積極的対話

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

【補充原則4 - 10 - 1】

当社は2名の独立社外取締役を選任しており、取締役会において独立した立場から、重要な審議事項に関してもその有する見識により意見および、助言を得ております。諮問委員会等、更なる独立した委員会の設置は現在のところ不要と考えております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】

【原則1 - 4 政策保有株式】

当社は、政策保有株式の保有に関しては、取引状況および事業展開等を総合的に勘案しており、取締役会にて保有目的や当社の企業価値向上に資することを検証した上で、保有適否の判断を行っております。これに資さない株式については順次売却をいたします。また、議決権の行使に関しましても当社の株式保有の意義を確認し、企業価値の向上につながるものであるかを基準に判断を行っております。

【原則1 - 7 関連当事者間の取引】

当社は、取締役会規程およびその付議基準において会社と役員間の取引については株主共同の利益を害することのないよう、取締役会の決議を経ることとしております。また、親会社および親会社のグループ会社との取引に関しては、当社決裁基準に基づき、第三者との取引と同様、市場価格などに基づく公正妥当な取引を行うこととしております。

【原則3 - 1 情報開示の充実】

(i) 会社の目指すところ(経営理念等)や経営戦略、経営計画

当社の企業理念および経営戦略については、当社ホームページ等にて開示しております。

企業理念: <https://www.utoc.co.jp/corporate/philosophy.html>

経営戦略(宇徳ビジョン2020): <https://www.utoc.co.jp/ir/vision.html>

配当に関する基本方針: 当社有価証券報告書および事業報告に記載しております。

(ii) 本コード(原案)のそれぞれの原則を踏まえた、コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針
コーポレートガバナンスに関する基本方針は、本報告書に記載しております。

(iii) 取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続

当社の取締役報酬の構成につきましては、基本報酬、賞与、退職慰労金となっており、それぞれ取締役会の決議に基づき支給しております。基本報酬につきましては、同業、同規模の他社における報酬水準を参考に内規を定め、かかる内規に基づき、各役員の役職に応じて支給しております。賞与につきましては、全社の業績等を加味し、各役員の役職に応じて年1回支給しております。退職慰労金につきましては、内規に基づき、基本報酬を基準に在任年数等を考慮し決定しております。

(iv) 取締役会が経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続

経営陣幹部の選解任、ならびに取締役・監査役候補者の指名を行うに当たっては、取締役会は当社の経営陣幹部または取締役・監査役として相応しい豊富な経験、高い見識、高度な専門性を有する人物が否か、その適切性等について検討し、判断しております。なお、監査役については、監査役会の同意を得て指名しております。

(v) 取締役会が上記(iv)を踏まえて経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補の指名を行う際の、個々の選解任・指名についての説明
取締役会は、()記載の方針に従って、経営陣幹部の選解任、ならびに取締役・監査役候補者の指名をしており、第149回定時株主総会(2016年)から招集通知に各役員候補の選任理由を記載しております。

【補充原則4 - 1 - 1】

取締役会は、法令に基づく決定事項の他、取締役会が決定すべき事項として取締役会規程に基準を定め、「株式・決算・取締役他に関する事項」「経営および規程・制度に関する事項」「組織に関する事項」「人事に関する事項」「投融资・資金調達等に関する事項」等の重要事項を決議しております。その他の意思決定につきましては、重要性に応じて決裁規程に詳細基準を定め、経営会議または担当取締役に決定を委任しております。

【原則4 - 9 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

当社取締役会は、東京証券取引所が定める独立性基準に基づいて独立社外取締役の候補者を選定しております。

【補充原則4 - 11 - 1】

当社の取締役会は、定款で定める取締役18名以内の員数の範囲内で、各事業に伴う知識、経験、能力等のバランスに配慮しつつ、適切と思われる人員で構成することを基本的な考え方としております。当社の経営理念、経営戦略をもとに、取締役の選任については、その経験、見識、専門性などを総合的に評価・判断して選定しております。また、社外取締役2名は、会社法上の社外性要件に加え、東京証券取引所の定める独立役員の資格を充たし、一般の株主と利益相反の生じる恐れがないと判断される基準に基づき選任を行っておりますので、取締役の選任にあたっては、今後も引き続き従来の考え方を踏襲していく予定です。

【補充原則4 - 11 - 2】

社外取締役および社外監査役をはじめ、取締役および監査役は、その役割・責務を適切に果たすために必要となる時間・労力を取締役および監査役の業務に振り向け、兼職については合理的範囲に留めています。なお、その兼任の状況は、事業報告に記載しております。

株主総会招集ご通知(事業報告含む): <https://www.utoc.co.jp/ir/stockinfo/meeting.html>

【補充原則4 - 11 - 3】

当社の取締役会は、適切な頻度で開催され、会議では十分な討議時間を設け、社外取締役を含めた議論を行う等、その実効性は確保されているものと考えております。また、第150期(2016年度)より取締役会全体の自己評価として全取締役および全監査役を対象にアンケートを実施し、その結果を参考に取締役会の実効性を確認するとともに、今後より良い運営を行うための検討を行っております。

【補充原則4 - 14 - 2】

当社では、取締役・監査役就任者向けに、必要な知識習得と役割と責任の理解の機会として、特にコンプライアンス遵守を重視した研修を実施しております。また、社外取締役・社外監査役に当社グループの経営理念、経営方針、事業活動および組織等に関する理解を深めることを目的に、随時、これらに関する情報提供を行っております。また、社外取締役・社外監査役を含む取締役・監査役が、その役割および責務を果たすために必要とする事業・財務・組織等に関する知識を取得するために必要な機会の提供、費用の負担を行っております。

【原則5 - 1 株主との建設的な対話に関する方針】

当社は、株主等との建設的な対話を重視し、経営陣幹部を中心にさまざまな機会を通じて対話を持つように努めてまいります。当社は建設的な対話を通じて、当社経営方針にかかる理解を得る努力を行うとともに、株主等の声に耳を傾けることで、資本提供者等の目線からの経営分析や意見を吸収及び反映し、当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値向上に取り組んでまいります。

【補充原則5 - 1 - 2】

(i)株主との対話全般について、下記()～()に記載する事項を含めその統括を行い、建設的な対話が実現するように目配りを行う経営陣または取締役の指定、および(ii)対話を補助する社内のIR担当、経営企画、総務、財務、経理、法務部門等の有機的な連携のための方策
当社では、IR担当取締役が経理財務部、総合企画部、人事総務部等のIR活動に関連する部署を統括し、日常的な部署間の連携を図っております。

(iii)個別面談以外の対話の手段(例えば、投資家説明会やIR活動)の充実にに関する取組み
人事総務部にて、投資家からの電話取材等のIR取材を積極的に受け付けております。

(iv)対話において把握された株主の意見・懸念の経営陣幹部や取締役会に対する適切かつ効果的なフィードバックのための方策
IR担当取締役が必要に応じて、経営会議や取締役会へフィードバックしております。

(v)対話に際してのインサイダー情報の管理に関する方策

投資家との対話の際は、当社の持続的な成長、中長期における企業価値向上にかかわるテーマを対話の軸とすることにより、インサイダー情報管理に留意しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%以上20%未満

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社商船三井	28,919,526	66.87
BBH FOR FIDELITY PURITAN TR: FIDELITY SR INTRINSIC OPPORTUNITIES FUND	1,600,000	3.70

株式会社光通信	1,068,500	2.47
KBL EPB S.A. 107704	801,800	1.85
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	639,300	1.48
三井住友信託銀行株式会社	574,000	1.33
STATE STREET BANK AND TRUST CLIENT OMNIBUS ACCOUNT OM02 505002	520,000	1.20
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	428,200	0.99
GOVERNMENT OF NORWAY	345,100	0.80
三井住友海上火災保険株式会社	332,625	0.77

支配株主(親会社を除く)の有無	——
親会社の有無	株式会社商船三井 (上場:東京) (コード) 9104

補足説明 更新

・上記「外国人株式保有比率」および「大株主の状況」は、2019年3月31日現在の株主名簿に基づき記載しております。また、割合(%)は、自己株式を控除して計算しております。

・2018年7月23日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書におきまして、FMR LLCが2018年7月13日現在で2,176千株(株券等保有割合5.01%)を所有している旨が記載されておりますが、当社として2019年3月31日現在における実質所有株式数の確認ができないため、上記大株主の状況には含めておりません。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3 月
業種	倉庫・運輸関連業
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

親会社との取引については、他取引先と同様に合理的かつ適正な手続を経た上で行っております。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

当社グループは、株式会社商船三井が運航または傭船する船舶が寄港する京浜港等においてターミナルオペレーションおよび本船荷役等の港湾荷役作業ならびにその他の役務を、同社に対して提供しております。

当社は同社から取締役1名および監査役1名が就任しておりますが、経営の判断はもとより事業活動全般については当社の機関で決定しており、経営の独立性は確保されていると考えます。

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	18 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	14 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
渡会 一郎	他の会社の出身者											
中井 元	他の会社の出身者											

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
渡会 一郎	○	——	経営者として豊富な経験と見識をもとに、当社経営陣から独立した客観的な視点で助言いただいております。なお、当社と渡会 一郎氏との間に特別な利害関係はなく、また証券取引所の独立役員に関する判断基準に照らしても一般株主と利益相反が生じるおそれがないと考えております。
中井 元	○	——	金融分野等における幅広い経験と見識をもとに、当社経営陣から独立し、客観的な視点で助言いただいております。なお、当社と中井元氏との間に特別な利害関係はなく、また証券取引所の独立役員に関する判断基準に照らしても一般株主と利益相反が生じるおそれがないと考えております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する 任意の委員会の有無	なし
--------------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	4 名
監査役の数	4 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役と会計監査人は3ヶ月に1回程度会合を行い、監査の実施状況報告や情報交換を通じ、相互の連携を深めています。また、監査役と内部監査室は必要に応じ適時情報交換を行うほか、2～3ヶ月に1回程度会合を行い、日常監査の報告等を通じ相互の連携を深めています。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている数	1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()											
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l m
津田 昌明	他の会社の出身者												
沖 恒弘	他の会社の出身者												

- 会社との関係についての選択項目
 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「」
 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
 - b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
 - c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
 - d 上場会社の親会社の監査役
 - e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
 - f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
 - g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
 - h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
 - i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
 - j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
 - k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
 - l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
 - m その他

会社との関係(2)

氏名	独立 役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
津田 昌明		――	当社の親会社である株式会社商船三井の監査役経験者であり、監査役としての専門的知識および経験をもって当社経営を厳格に監査していただくことで、当社監査体制の強化を図れるものと判断し、監査役といたしました。

沖 恒弘	○	——	公認会計士としての専門的見地をもとに、公正な立場から当社の業務執行の監督・監査を実施いただいております。なお、当社と沖恒弘氏との間に特別な利害関係はなく、また証券取引所の独立役員に関する判断基準に照らしても一般株主と利益相反が生じるおそれがないと考えております。
------	---	----	---

【独立役員関係】

独立役員の人数	3 名
---------	-----

その他独立役員に関する事項

当社は独立役員の資格を充たす社外役員を全て独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	その他
---------------------------	-----

該当項目に関する補足説明

当社は、業績に応じ、株主への配当を考慮したうえで、取締役に対する賞与を株主総会に諮り決定しております。

ストックオプションの付与対象者	
-----------------	--

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明	更新
--------------	----

有価証券報告書、事業報告において取締役報酬の総額を開示しており、その内容は当社HPに掲載し公衆の縦覧に供しております。2019年3月期事業年度において当社が支払った取締役報酬の総額は272百万円であります。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
----------------------	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役報酬につきましては、1992年6月26日開催の株主総会にて、報酬限度額を月額25,000千円以内と決議されており、その範囲内で役職に応じて規定により報酬額を決定しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、内部監査室より担当者を選任し職務を補助する体制となっております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

・当社の取締役会は、取締役14名で構成されており、うち社外取締役が2名となっております。社外取締役は、当社の業務内容に精通しているとともに、経営全般に関する豊富な知見を有しており、独立した立場で取締役会に参加することにより、当社の経営・業務執行の意思決定における経営監督機能を強化しております。また経営の意思決定と業務執行の迅速化を図るため、取締役会の下部機関として2019年6月27日より従前の「常務会」に代わり「経営会議」を新設いたしました。経営会議は11名の業務を執行する常勤取締役で構成し、常勤監査役も出席のもと、原則として毎月2回開催しております。

・監査役会につきましては監査役4名で構成されており、うち社外監査役が2名となっております。社外監査役は独立した立場で取締役会に参加し、取締役の職務執行について監督機能を強化しており、また監査役会は定期的に代表取締役と情報交換を行うとともに、内部監査室と連携して

監査等を実施することにより経営に対する監督機能を強化しております。

・当社は、会計監査につきましては、有限責任あずさ監査法人と監査契約を結び、会計監査を受けており、2019年3月期事業年度において当社の会計監査の業務を執行した公認会計士の氏名および監査業務に係る補助者の構成は以下の通りです。

・業務を執行した公認会計士の氏名

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 川上 尚志

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 戸谷 且典

・監査業務に係る補助者の構成

公認会計士3名

その他2名

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は社外取締役2名を選任し、客観的な意見をいただくことで経営監督機能の強化を図っております。また社外監査役2名を含めた客観的な監査監視体制の強化により、外部からの経営監視機能が十分に機能しており、現状の体制としています。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	法定期限より早期の発送を実施しております。
招集通知(要約)の英文での提供	招集通知の要約を英文にて提供しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
IR資料のホームページ掲載	決算短信、株主総会の招集通知、有価証券報告書、四半期報告書、適時開示情報のHP掲載	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社は、企業理念を次のとおり制定しております。 - 顧客のニーズと時代の要請に沿った高品質なサービスの提供を通じ社会に貢献し、企業価値の向上を目指します。 - 社会規範と企業倫理に則った透明性の高い経営を行い、チャレンジ精神豊かな人間性を尊ぶ企業を目指します。 - 全ての事業領域での安全確保の徹底と環境保全に努めます。 上記に基づき、ステークホルダーの皆様の期待にこたえられる企業となるべく事業活動を展開いたします。
環境保全活動、CSR活動等の実施	環境保全への取組み： 当社は、「クール Biz」を実践しております。 なお、当社グループの宇徳ロジスティクス株式会社および当社大井ターミナルならびに横浜ターミナルにおいて「グリーン経営認証」を取得しております。 また、当社は株式会社商船三井と共同で大井ターミナルに太陽光発電設備を導入し、CO2の削減等にご貢献しております。 社会との交流への取組み： 当社は横浜ターミナルにおいてターミナルの見学を受付・実施しており、関係団体や業務に関わる地方団体等、年間50件以上、約1,000名を受け入れております。

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社取締役会は、内部統制システムの基本方針につき以下の決議を行い、基本方針の遵守と適正な運用に基づき、内部統制の強化に取り組めます。

1. 取締役および使用人の職務の適正性を確保するための体制

(1)取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- 1)当社はコンプライアンス体制の基礎として、当社および当社グループの取締役、使用人の行動基準である「宇徳グループ社員行動規範」を定め、また「コンプライアンス規程」を制定しコンプライアンス体制の推進を担う「コンプライアンス委員会」を設置する。委員長は取締役会が任命し、役付取締役を委員とする。行動規範の遵守とコンプライアンス体制の充実により、社会規範と企業倫理に則った透明性の高い経営を行う。
- 2)取締役によって構成される取締役会は、「取締役会規程」に基づき取締役会の適切な運営を確保するとともに、各取締役の職務の執行を監視し、法令および定款違反行為を未然に防止する。また、取締役は、取締役会を通じて会社経営全般の最高方針決定に関わるとともに、取締役会の一員として他の取締役の業務執行を監督する。
- 3)取締役会は経営会議を設置し、経営会議は取締役会が決定した最高方針と「経営会議規程」に基づき経営の基本計画および業務の執行に関する重要案件を決議するための審議および決議を行う。
- 4)取締役会は、監査役が「監査役会規程」および「監査役監査基準」に基づき取締役の職務執行を監査し、その他の法令で定められる任務を遂行できる環境を確保するよう努める。
- 5)法令違反その他のコンプライアンス違反の防止のため、社内にて報告・相談および通報を受ける体制を整備し適切な対応を図る。尚、報告・相談者等に対し不利益な取り扱いを行わない。
- 6)内部監査部門として経営会議からのみ指示を受け、他のいかなる職制からも独立した内部監査室を設置し、公正な内部監査を実施するとともに、内部監査により何等かの不備等が発見された場合は、経営会議の指示により可及的すみやかに改善・是正措置を実行する。

(2)取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制

- 1)取締役会は毎月1度定例的に開催する他、必要により随時臨時取締役会を開催する。取締役会に付議すべき重要な事項は「取締役会規程」に定め、原則として経営会議においてあらかじめ審議する。
- 2)取締役会が承認するメンバーにより構成される経営会議は、「経営会議規程」に則り原則として月二回開催する他、必要に応じて随時開催する。
- 3)「職務権限責任規程」等業務執行の権限と責任の分掌と委譲に関する規程を定め、取締役の権限の幹部使用人への適切な委譲を図る。

(3)取締役の職務執行に関わる情報の保存および管理に関する体制

取締役の職務執行に関わる情報は、「文書管理規程」に基づき定められた期間適切に管理・保存し、閲覧可能な状態を維持する。

(4)損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、損失の危険に関する主たるリスクについて以下の管理体制を整備し、経営会議がその他のリスクを含めた全リスクを管理、統括する機関として機能する。

1)災害事故防止、安全衛生

当社は、取締役会の承認により社長が任命する中央総括安全衛生管理者を置き、「安全衛生管理規程」および「安全衛生委員会規則」に基づき、職場の災害事故防止、安全衛生の確保、徹底を図る。また、子会社、協力会社を会員とする「宇徳労働災害防止協議会」を組織し、その活動を通じて子会社、協力会社を含めた職場の災害事故防止と安全衛生の確保、徹底を図る。

2)外注管理

当社が社外に発注する工事、作業、派遣社員、物品購入、賃借等については「購買・外注管理規程」に基づき行い、外注の公正、不偏、合理的運用の徹底を図る。

2. 親会社、当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

(商船三井(親会社)グループにおける体制)

1)株式会社商船三井の子会社としての業務の適正を確保するため、当社の諸規程は商船三井グループ企業理念に沿って定めるものとする。

2)商船三井グループのコンプライアンスを確保するため、当社の「宇徳グループ社員行動規範」および「コンプライアンス規程」は、商船三井の「コンプライアンス規程」に準じた内容のものとする。

3. 当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

(1)子会社の取締役の職務の執行に係る事項の会社への報告に関する体制

子会社の経営管理については、「関係会社管理規程」に基づき、各社の事業内容によって定められた当社の主管部署が指導・育成を行うとともに営業・財務等の経営状況について定期的に報告を受けるものとする。

(2)子会社の取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制、子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制、子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

1)各子会社は当社に準じて「取締役会規程」等を定め取締役会の適正な運営を確保し、取締役会が重要経営事項の審議などを行うとともに業務執行を監督する。

2)子会社の重要経営事項については前述の「関係会社管理規程」に基づき当社はあらかじめ報告を受け、子会社は当社の了承を受け実行するものとする。

3)子会社におけるコンプライアンスを確保するために、前述の「宇徳グループ社員行動規範」の子会社の取締役および使用人への周知を図り、当社の「コンプライアンス規程」等の制度に準じて、各子会社において諸規程を定め、子会社の取締役、監査役および使用人等による当社への報告・相談等も受け付けることで、当社グループ全体のコンプライアンスの徹底を図る。当社または子会社への報告・相談等を問わず、当該報告・相談等をした者への不利益な取り扱いは行わない。

4)各子会社は当社に準じて「職務権限責任規程」等業務執行の権限と責任の分掌と委譲に関する規程を定め、取締役の権限の幹部使用人への適切な委譲を図る。

4. 監査役の職務を補助すべき使用人に関する体制と当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

- 1)監査役の職務を補助するため、当社の使用人から監査役補助者を任命する。
- 2)監査役補助者の人事異動は、監査役会の同意を得て決定する。
- 3)監査役補助者が監査役補助業務に従事する間は監査役の指揮命令下に置くものとする。

5.取締役および使用人並びに子会社の取締役、監査役および使用人等が監査役に報告をするための体制、監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制および監査役の職務の執行について生ずる費用等の処理に係る方針に関する事項

- 1)取締役および使用人が監査役に報告すべき事項に関する規程を定め、当該規程に基づき、取締役および使用人は、当社および子会社の業務または業績に影響を与える重要な事項について監査役に報告する。
- 2)法令違反その他のコンプライアンス上の問題については「コンプライアンス規程」等に基づき監査役へ適切に報告する。
- 3)監査役への報告・相談等をした者に対しては不利益な取り扱いを行わない。
- 4)代表取締役は監査役と定期的に会合を持つ。
- 5)内部監査室は監査役と連絡・調整を行い、監査役の監査の実効的な実施に協力する。
- 6)監査役がその職務を執行するに関連し生ずる費用については、当社規程に従って適切に処理を行う。

6.業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、「取締役会規程」を制定し、各取締役が法令及び定款に則って行動するよう徹底しております。2019年3月期事業年度において取締役会を13回開催し、各議案についての審議、業務執行の状況等の監督を行い、活発な意見交換がなされており、法令や定款等への適合性を業務の適正性の観点から審議を行っております。

なお、監査役は監査計画に基づき監査を行うとともに、代表取締役および他の取締役、内部監査室、会計監査人との間で情報交換等の連携を図っております。

2.反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社グループは、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体には、毅然とした態度で対応するとともに、取引を含めた一切の関係を持たない旨を「宇徳グループ社員行動規範」に規定し、当社グループの役員および従業員に対して周知を図っております。

人事総務部を反社会的勢力対応部署とし、平素より顧問弁護士、神奈川県企業防衛対策協議会、並びに各事業所の所在地を管轄する警察署、暴力追放運動推進センター等の外部機関や地域企業等からの情報収集に努めるとともに、緊密な連携を保ち、事案発生時には速やかに対処できる体制を整備しております。

また、「反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方および対応マニュアル」の整備など、事案発生時に備え、社内に向けて対応方法等の周知を図るとともに、啓蒙活動に取り組んでおります。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし
-------------	----

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

